

防大術第516号
平成17年4月1日

各 部 長
学術情報センター長 殿
各 学 群 長

防 衛 大 学 校 長

防衛大学校共同利用電子計算機システム運営部会の設置について
(通達)

改正 平成19年6月25日防大術第853号 平成21年3月31日防大総第542号
平成28年3月31日防大術第427号

標記について、防衛大学校学術情報会議に関する達（防大達第8号。17. 3. 31）第5条に基づき、下記のとおり定めたので通達する。

記

1 目 的

防衛大学校学術情報会議の部会として、防衛大学校共同利用電子計算機システムの運営に関する事項を審議するため、防衛大学校共同利用電子計算機システム運営部会（以下「部会」という。）を置く。

2 構 成

部会は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

(1) 部会長 総合情報図書館長

(2) 部会員

ア 各学科及び各教育室から防衛大学校長（以下「学校長」という。）が指名する者1名

イ 学術情報官、総合情報図書館各部門長及び同事務長

ウ その他学校長の指名する者

3 審議事項

部会は、防衛大学校共同利用電子計算機システム（以下「システム」という。）に関する次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) システムを構成するハードウェアに関する事項
- (2) システムを構成するソフトウェアに関する事項
- (3) 情報セキュリティに関する事項
- (4) システムの維持及び管理に関する事項
- (5) 図書情報の電子化に関する事項
- (6) 教育研究用データベースに関する事項
- (7) 業務・システム最適化計画に関する事項
- (8) その他システムの運営に関し、部会長が認める事項

4 分科会の設置

部会長は、必要に応じ分科会を設置することができる。

5 庶務

部会及び分科会の庶務は、総合情報図書館事務室において行う。

6 委任規定

この通達に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は部会長が定める。